



表紙デザイン

さまざまな特色や個性を持つ5つの市町が互いに連携し、協力し合うことで強烈な光を放つ姿を表現しました。
また色彩豊かな宇城の魅力を、各地域の写真でアピールしています。

宇城広域連合

〒869-0532 熊本県宇城市松橋町久具 396-2
TEL.0964-32-4144 FAX.0964-32-4152

障害者自立支援法に基づく 審査判定業務

障害者自立支援法が平成 18 年 4 月から施行されました。
これは、障害のある人が自立して日常生活を送ることができるよう、障害の種別にかかわらず福祉サービス、公費医療負担等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みをつくるための法律です。
宇城広域連合では、障害程度区分認定審査会を設置し、圏域市町の審査判定業務を行っています。

■利用の手続きは下の図のように変わります

支給決定までの流れ
市町では、障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において

①障害者の心身の状態（障害程度区分）

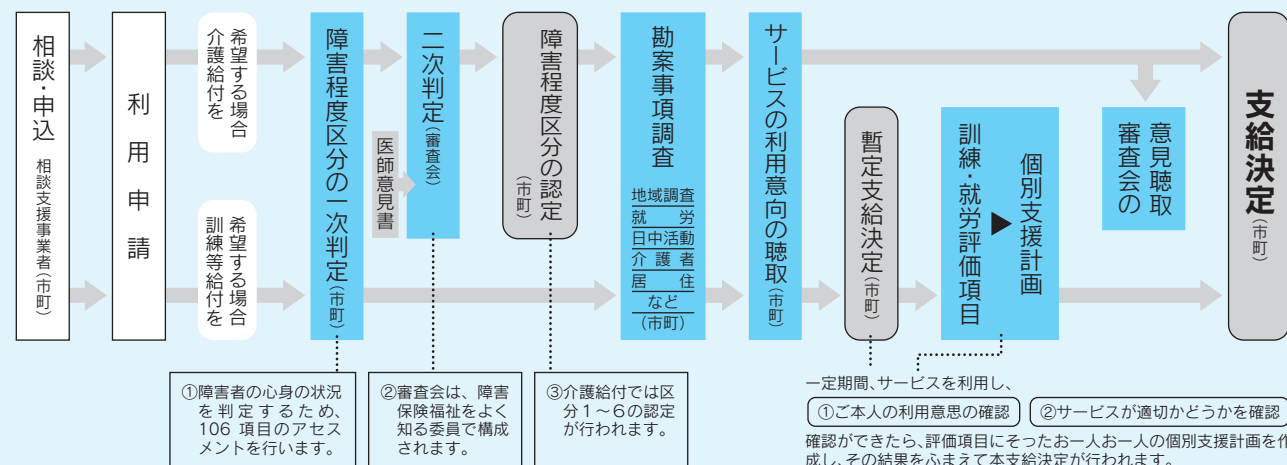
②社会活動や介護者、居住等の状況

③サービスの利用意向

④訓練・就労に関する評価

を把握。

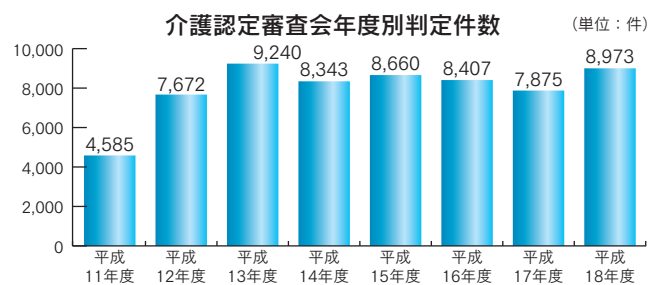
その上で、支給決定を行います。



介護認定審査会委員一覧

(平成 19 年 4 月 1 日現在)		
医療分野 (30 人)	保健分野 (11 人)	福祉分野 (18 人)
一般医師 20 人	保健師 10 人	社会福祉士 1 人
精神科医師 6 人	看護師 1 人	介護福祉士 2 人
歯科医師 2 人		介護支援専門員 2 人
薬剤師 2 人		施設長等 5 人
		福祉活動専門員 8 人
総計 59 人		

介護認定審査会とは、申請された被保険者の方が要介護者または要支援者に該当するかを審査・判定するために設置された機関です。審査会は、医療・保健・福祉の学識経験を有する委員から構成されています。介護保険法上に規定のある認定審査会資料を基に、申請者の介護の必要度合いを総合的に審査します。



介護が必要になったら申請しましょう

介護サービスを利用したいとき、引き続きサービスを利用したいときは、まず市町の窓口へ申請し「要介護認定」を受けましょう。

